

事務連絡
令和2年3月19日

一般社団法人建設技能人材機構 専務理事 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課長

建設特定技能受入計画のオンライン申請開始について

平素より国土交通行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件」（平成31年国土交通省告示第357号）及び「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」（平成31年3月法務省・国土交通省編。以下「ガイドライン」という。）で定める建設特定技能受入計画につきまして、現在、受入企業より国土交通省本省に対し郵送又は持参での提出を求めているところです。

この度、令和2年4月1日より、申請作業の簡素化及び審査の効率化を図るため、建設特定技能受入計画のオンライン申請の受付を開始いたします。同日より、下記の国土交通省のホームページ及びガイドラインにおいて申請のためのポータルサイト「外国人就労管理システム」のURLを公開いたしますので、受入企業におかれては、このURLから申請を行っていただくこととなります。

なお、令和2年3月31日までは引き続き、郵送及び持参での申請を受付けますが、4月1日以降は原則としてオンライン申請のみの受付となりますのでご注意願います。

また、同じく令和2年4月1日より、建設特定技能受入計画の認定に係る業務を国土交通省本省から地方整備局等へ移管いたします。同計画の審査及び問い合わせ対応については、受入企業となろうとする者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局等が担当することとなります。地方整備局等の問合せ先については国土交通省のホームページをご確認ください。

貴機構におかれましては、貴機構の正会員及び賛助会員に対して、上記の旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

<国土交通省ホームページ>

建設分野における新たな外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html

以上